

金ケ崎町商工会地域企業経営支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている地域経済の回復等を支援するため、感染症対策等に取り組みながら事業継続を図ろうとする中小企業者に対し、予算の範囲内で、金ケ崎町商工会地域企業経営支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（ただし宿泊業にあつては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）の旅館業の規定による）及び次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が百人以下の法人及び組合であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の法人及び組合であつて、小売業及び飲食業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が二百人以下の法人及び組合であつて、宿泊業に属する事業を主たる事業として営むもの

(支援金の支給基準)

第3条 金ケ崎町商工会会長（以下「会長」という。）は、この支援金を別表1の基準により支給するものとする。

(給付申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金ケ崎町商工会地域企業経営支援金申請書兼請求書（様式第1号）に会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第5条 会長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、地域企業経営支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により支給の決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から請求があつたものとみなして、支援金を支給するものとする。ただし、支援金の支給は、同一の事業者につき1回とする。

(支援金の返還等)

第6条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により給付金の給付を受けたとき。
- (3) その他会長が適当でないと認めたとき。

2 会長は、前項の規定により給付金の給付決定を取り消したときは、既に給付した給付金の返還を命ずるものとする。

(指示事項の遵守)

第7条 申請者は、金ケ崎町商工会が関係書類の提出を求めるなど支援金の支給に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(延滞金)

第8条 申請者は、前条の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を金ケ崎町商工会に納付しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係） 地域企業経営支援金支給基準

項目	基準
支給対象者	<p>以下の(1)から(9)の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 金ヶ崎町商工会が管轄する区域内に店舗を有する^{※1}中小企業者であること</p> <p>(2) 別表2に定める対象業種を営む事業者であること</p> <p>(3) 令和2年11月から令和3年3月の間の売上げについて、いずれか一月の売上げが前年同月と比較して50パーセント以上減少している者又はいずれかの連続する3か月の売上げの合計が前年同期と比較して30パーセント以上減少している者であること^{※2、3、4}</p> <p>(4) 感染症対策若しくは業態・業種転換に取り組む者であって、事業継続の意思があること</p> <p>(5) 令和2年分の確定申告を行っていること^{※5}</p> <p>(6) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと</p> <p>(7) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと</p> <p>(8) 宗教上の組織若しくは団体でないこと</p> <p>(9) 関係法令を遵守していること</p> <p>(10) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。</p>
支援金額	<p><算定方法></p> <p>令和2年11月から令和3年3月の間で、売上げを比較する月を含む任意の連続する3か月の売上の合計を前年同期の売上げの合計^{※2、3、4}から差し引いた額とし、1,000円未満の端数が発生する場合には、これを切り捨てること。</p>
	<p><上限額></p> <p>1店舗（事業所）当たり40万円を上限とし、1事業者当たり個人事業主は100万円、法人及び組合は200万円を上限とする。</p>

※1 「運転代行業（中分類79）」、「自動車等の移動販売等による事業所（中分類56～60、77）」にあつては、開業届等で届出のある住所を店舗とみなすこととする。

なお、商工団体は、他の商工団体の区域内に所在する同一支給事業者への支援金についても、支給することができる。

※2 前年の売上げが存在しない者にあつては、比較月の直近までのいずれか一月の売上げ若しくはいずれかの連続する3か月の売上げの合計を算定に用いることができることとする。

※3 白色申告者にあつては、月平均の売上げを算定に用いることができることとする。

※4 比較する前年の売上げが、すでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した者にあつては、その前年の売上げを用いることができることとする。

※5 法人の場合で、決算期の都合により申請日時点で令和2年分の確定申告が未了の場合には、令和1年分の確定申告を行っていること。

別表2 (別表1 関係) 対象業種

大分類	中分類
G (情報通信業) の一部	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H (運輸業、郵便業) の一部	43 道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44 道路貨物運送業
I (卸売業、小売業) の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
J (金融業・保険業) の一部	64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 67 保険業 (保険媒介代理業、保健サービス業を含む)
K (不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L (学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
M (宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N (生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P (医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
R (サービス業) の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類 (平成21年3月23日告示第175号 (平成25年10月改定))」に基づく分類であること